

京都女子大学教員資格審査規程（抜粋）

制定 昭和47年5月10日

最近改正 平成27年4月1日

第6条 本学の教員は、次の条件を備えるものとする。

- (1) 人格識見がすぐれ、本学の建学の精神を十分に理解し、これを達成するのに誠実である者
- (2) 教育研究並びに運営に熱意があり、これに耐える健康を有する者

第7条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、原則として大学(短期大学を含む。以下同じ。)において5年以上の教育経歴を有し、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

第8条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学において3年以上の教育経歴を有し、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において専任の講師、助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者
- (3) 修士の学位又は専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在籍し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

第9条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第7条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 修士の学位又は専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- (3) 芸能、体育等については、特殊な技能を有すると認められる者
- (4) 授業科目に関する実技実務に深い経験を有すると認められる者